○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡仁淀川町見ノ越字カシガタヲ一六八四から一七〇〇まで、一七〇二から一七一三まで、字スモヲバ一七一四から一七一九まで、一七二一から一七二八まで、一七三〇から一七三九まで、字ナカダイ二三一三から二三一六まで、二三一七の一、二三一七の二、二三一八の一、二三一八の二、二三一九の一、二三一九の二、二三二〇の一、二三二〇の二、二三二一の一、二三二一の二、二三二二の一、二三二二の二、二三二三、二三二四、字ヲマンガナロ一七七〇、一七七三、一七七五、一七七六、一七七八、一七八二から一七八九まで、一七九一から一七九六まで、一七九九、一八〇〇、一八〇一の一、一八〇一の二、一八〇二、一八〇三の一から一八〇三の四まで、一八〇四の一、一八〇四の二、字黒見一七四四から一七四七まで、一七五六、一七五七、一七五九、一七六一、一七六六、字山ノ後口二三六一、二三六七、二三六九、二三七〇、二三七二、二三七八から二三八〇まで、字子ザサ二三二五、二三三八、二三三四から二三三六まで、二三三八、二三三九、二三四〇の一から二三四〇の三まで、二三四一、二三四二、二三四四、二三四八、字西コヲナロ二三〇四、二三〇六から二三一二まで、字西山口二二八八、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇から二二九二まで、二二九三の一、二二九三の二、二二九四、二二九五、二二九七、二二九八、二二九九の一、二二九九の二、二三〇〇の一、二三〇〇の二、二三〇一、二三〇二の一、二三〇二の二、字西吹佐古二一〇〇、二一〇二から二一〇六まで、二一〇九、二一一一、二一一三、二一一八から二一二〇まで、二一二四から二一二八まで、二一二九の一、二一二九の二、二一三〇から二一三八まで、二一四〇、二一四一、二一四三から二一四五まで、二一四八、字大潰一八四一、一八四二、一八四三の一、一八四三の二、一八四四の一、一八四四の二、一八四五の一、一八四五の二、一八四六の一、一八四六の二、一八四七から一八五一まで、字登立二三四九、二三五〇、二三五一の一から二三五一の三まで、二三五二の一、二三五三から二三六〇まで、字東木屋二二四一から二二四八まで、二二五五、二二五六、二二六一から二二六六まで、二二六九、二二七一から二二七三まで、二二七五、二二七六、二二七八の一、二二七八の二、字木ノ子尻リ一八二五、一八二八、一八三一、一八三四から一八四〇まで、字龍ガ水二二一九、二二三〇、二二三八、日浦字サセブ一九九二、一九九三、一九九五、一九九六、一九九九の一、一九九九の二、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、二〇〇三から二〇〇七まで、字シモカゲバタ一九五九、一九六〇、字ノドヲ一四〇九、一四一〇、一四一五、一四一七、字八子ヤスバ一九二四から一九二九まで、一九三五、字ビヨブ一四二二から一四二五まで、一四二七、一四二九、一四三一、一四三三、一四三五から一四三九まで、字マキヲ一三九九から一四〇二まで、一四〇四から一四〇六まで、一四〇八、字マツガサコ一九六一から一九六四まで、一九六九、一九七二、一九七三、字ヲクヤシキ二二六から二二三〇まで、字ヲソバ二〇三九から二〇四一まで、二〇四三から二〇四五まで、二〇四六の一、二〇四六の二、二〇四七から二〇五三まで、二〇五七から二〇六四まで、二〇六六の一、二〇六六の二、二〇七〇から二〇七二まで、二〇七四、二〇七五、字下立板二〇〇八、二〇一一、二〇一二、二〇一三の一、二〇一三の二、二〇一四から二〇一七まで、二〇一九、字柿ノ木一三三八、一三三九の一から一三三九の四まで、一三四〇、一三四二から一三四四まで、一三四九の一、一三四九の二、一三五〇の一、一三五〇の二、一三五一、一三五二の一、一三五二の二、一三五三、一三五四の一、一三五四の二、字戸名二一二三から二一二五まで、二一二七、二一二八、二一二九の一から二一二九の三まで、字孝ナロ一三三七の一、一三三七の二、一三五五の一、一三五五の二、一三五六の一、一三五六の二、一三五七の一、一三五七の二、一三五八の一、一三五八の二、一三五九、一三六〇の一、一三六〇の二、一三六一の一、一三六一の二、一三六二の一、一三六二の二、一三六三の一、一三六三の二、字行畠一三八六、一三八七、一三九一、一三九二、一三九七、字上マツガサコ一九三六から一九四二まで、一九四六から一九四九まで、一九五一から一九五六まで、一九五八、字上立板二〇二〇、二〇二二から二〇二五まで、二〇二九、二〇三〇、字生栗ノ上二一三九から二一四一まで、二一四七、二一五〇、二一五二、二一五七から二一五九まで、二一六一、二一六二、二一六五の一、二一六五の二、二一六六、二一六七、二一六九、二一七〇、二一七四、二一七五、字青ツシ一三六五、字大石ノ元一四四〇、一四四二から一四五〇まで、字中ヲソバ二〇七六から二〇八四まで、二〇八五の一、二〇八五の二、二〇八六から二〇九〇まで、二〇九一の一、二〇九一の二、字田本組中ヲソバ二〇九二、二〇九三、二〇九四の一から二〇九四の三まで、二〇九五から二〇九九まで、字東山口一三六六から一三七〇まで、一三七四、一三七六から一三七九まで、一三八三、一三八四、字鈴山二〇三二から二〇三五まで、二〇三六の一、二〇三六の二、二〇三七、二〇三八の一、二〇三八の二、楮原字シレイガナロ一六九、一一七〇、一一七一の一、一一七一の二、一一七二、一一八二、一一八六から一一八八まで、一一八九の一、一一八九の二、一一九〇から一一九二まで、字タチクイ一一九四、一一九五、一一九七、一一九九、一二〇一、一二〇二の一、一二〇二の二、一二〇三から一二〇九まで、字ロクロヲ一一三二から一一三五まで、一一三七から一一四五まで、一一四八、一一五〇、一一五二から一一五八まで、一一六〇から一一六五まで、一一六七、一一六八、字栗林一二三八、一二三九、一二四一、一二四二、一二四四から一二四八まで、一二五一から一二五六まで、一二六三、一二六四、一二六六、一二六八から一二七八まで、一二八〇、一二八一、一二八二の一、一二八二の二、一二八三、一二八六、一二八九の一から一二八九の三まで、一二九〇、一二九一、字枝潰八九二の一、八九二の二、八九三から九〇二まで、九〇四から九一一まで、九一六から九二〇まで、字小松一二九四、一二九五、一二九七から一三〇六まで、一三〇七の一、一三〇七の二、一三〇八から一三一三まで、一三一五から一三一七まで、一三一九から一三二一まで、字西ナル山九三五から九三八まで、九四〇から九五四まで、九五六、九五七、九六〇から九六六まで、字中ウド一一〇二から一一〇九まで、一一一〇の一、一一一〇の二、一一一一から一一一六まで、一一一八から一一二〇まで、一一二一の一、一一二一の二、一一二二から一一三一まで、字東ナル山九六七から九七〇まで、九七二、九七三、九七五から九七八まで、九八〇から九八四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡檮原町下西の川九七三の二（国有林）、四七七、四七八、九六六から九七〇まで、九七三の一、九八七の二、九八八の二、九八九から九九九まで、宮野々八四六、八四八、八六一、八六二、八六五、八六七から八七八まで、八八〇から八八七まで、八九〇、八九一、八九四から八九六まで、九〇一、上成一七四四から一七四六まで、一七四八、一七五〇から一六から九二〇まで、字小松一二九四、一二九五、一二九七から一三〇六まで、一三〇七の一、一三〇七の二、一三〇八から一三一三まで、一三一五から一三一七まで、一三一九から一三二一まで、字西ナル山九三五から九三八まで、九四〇から九五四まで、九五六、九五七、九六〇から九六六まで、字中ウド一一〇二から一一〇九まで、一一一〇の一、一一一〇の二、一一一一から一一一六まで、一一一八から一一二〇まで、一一二一の一、一一二一の二、一一二二から一一三一まで、字東ナル山九六七から九七〇まで、九七二、九七三、九七五から九七八まで、九八〇から九八四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）